

産業競争力強化法の成立 — 新規事業と事業再編に向けた企業活動への支援

2013年12月4日、産業競争力を強化することを目的とする新法である「産業競争力強化法」が成立した。この法律は、アベノミクスの第三の矢である民間投資を喚起する成長戦略を具現化するものであり、規制改革の推進を目的とする「企業実証特例制度」および「グレーゾーン解消制度」、産業の新陳代謝の推進を目的とする起業および事業再編の促進の制度等をその具体的内容としている。この法律は2014年1月20日に施行される予定である。

はじめに

2013年6月14日、安倍内閣の経済政策である「アベノミクス」の「第三の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」として「日本再興戦略」が閣議決定により策定された¹。

同戦略においては、日本の産業競争力の強化のためには、日本経済の3つの歪み、すなわち過少投資、過剰規制および過当競争を是正することが重要であり、①民間投資の拡大、②過剰規制の改革、③過当競争の解消という3つの目標が掲げられた。

産業競争力強化法（以下「本法」という。）は、これらの目標を具現化するための具体的措置を定めるものとして、2013年12月4日に成立したものである。

産業競争力強化法の概要

本法は、2017年度までの5年間を集中的に施策を実施する期間（「集中実施期間」）として位置づけた上で、主として以下の措置を定めている。

規制改革を推進するための制度

企業実証特例制度

企業が規制の特例措置を提案し、これを受けて関係大臣が連携して特例措置を創設する制度である。特例措置は、主務大臣による認定を受けた事業計画（安全性確保に関する措置を含む。）に従って行われる事業に対して適用される。これにより、規制の緩和と安全性の検証の両立が可能になると期待されている。

グレーゾーン解消制度

現行の規制の適用範囲が不明確な分野において、企業からの事業計画の適法性の確認の申請を受け、関係大臣が連携して確認を行う制度である。これにより、企業が安心して事業を実施し、また、事業開始後における規制当局または利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避することが可能になると期待されている。

¹ 「第一の矢」は大胆な金融政策、「第二の矢」は機動的な財政政策。

産業の新陳代謝を促進するための制度

ベンチャー企業の成長の支援

ベンチャー企業の成長を支援すべく、ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）に出資する企業を支援する。

ベンチャーファンドが行うベンチャー企業に対する投資事業であり、当該ベンチャー企業に対する積極的な経営または技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものを「特定新事業開拓投資事業」とし、主務大臣による認定を受けた事業計画に従って行われる同事業に対しては、金融支援（独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証等）が行われる。

また、2013年10月1日に与党（自由民主党および公明党）が取りまとめた『民間投資活性化等のための税制改正大綱』（以下「**税制改正大綱**」という。）では、上記認定を受けた特定新事業開拓投資事業を行うベンチャーファンドに出資する企業は、出資額の8割を限度に「損失準備金」として積み立て、損金算入することができるという法人税の優遇措置が定められている。

事業再編の促進

一企業によっては十分に成長できない事業の再編・統合と新たな市場への挑戦を優遇措置によって支援する。

主務大臣による認定を受けた事業再編または特定事業再編（企業の経営資源の切り出し（カーブアウト）・統合等）に対しては、会社法上の特例措置（完全子会社化手続の円滑化、検査による調査の免除等）、金融支援（独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証等）等が行われる。

また、税制改正大綱では、上記認定を受けた特定事業再編を行う企業は、出融資額の7割を限度に「損失準備金」として積み立て、損金算入することができるという法人税の優遇措置、登録免許税の負担軽減措置等が定められている。

先端設備投資の促進

高度な初期費用を要し、初期稼働が見通しにくい先端医療機器や3Dプリンター等の先端設備への投資を支援する。

経済産業大臣は、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする法人を設備導入促進法人として指定することができ、同法人は、①先端設備等のリース保険契約の引受けおよび②先端設備等をリース契約により使用させる事業を行うリース業者に対する情報の提供、助言、指導等を行う。

また、税制改正大綱では、先端設備等の導入に関する設備投資に対しては、即時償却又は税額控除を認めるという法人税の優遇措置が定められている。

中小企業の活力を再生するための制度

地域での創業の促進

民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制を創業者の身近に整備する。

市町村が作成する創業支援事業に関する計画が主務大臣による認定を受けた場合、特に創業の促進に寄与すると認められる事業による支援を受けている創業者は、信用保証の特例措置や登録免許税の負担軽減等の支援を受けることができる。

事業再生の支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援全国本部の機能を拡充し、再生支援体制を一層強化する。

その他の制度

上記の制度の他、以下の措置が定められている。

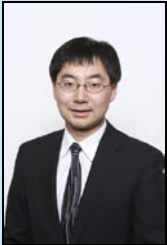
- (i) 国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資の特例
- (ii) 中小企業、ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免の特例
- (iii) 株式会社産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化のための措置
- (iv) 早期事業再生の促進（私的整理の円滑化）のための措置

今後について

本法は、2014年1月20日に施行される予定である。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。



神山達彦
(かみやまたつひこ)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6395
E: tatsuhiko.kamiyama@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2014
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Linda Widyati & Partners in association with Clifford Chance.

TOKYO-1-292625